

最高裁秘書第1811号

平成29年4月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

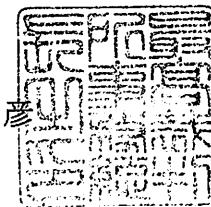
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年4月17日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、司法研修所いづみ寮の入寮及び退寮に関する、司法研修所内部の事務手続が書いてある文書（最新版）が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらう旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所いづみ寮の入寮及び退寮に関する、司法研修所内部の事務手続が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年2月24日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る「司法研修所いづみ寮の入寮及び退寮に関する、司法研修所内部の事務手続が書いてある文書」は作成又は取得していない。

司法研修所いづみ寮の入寮及び退寮に関する文書としては、①平成28年12月1日付け総務課寮務係「入寮に際しての注意事項」及び②平成28年12月8日付け司法研修所事務局総務課長事務連絡「寮の退寮手続等について」が存在する。しかし、これらの文書は司法修習生に向けた文書であり、本件開示申出内容の「司法研修所内部の事務手続」を定めた文書ではない。

なお、司法研修所におけるいづみ寮の入寮及び退寮の事務手続は、①及び②の文書を参考に行っており、これら以外の書面を作成していない。

イ よって、申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。